

令和8年10月から

ポイント制度 が始まります

令和8年10月から「ポイント制度」が始まります。

4月1日時点で2000ポイント貯まると、手続きなしで会費2000円に交換されます。

ポイントの有効期限はありませんので、ぜひ対象活動にご参加ください！

対象活動等	ポイント付与条件	ポイント	ポイント付与時期
友人・知人紹介	在籍会員が新規入会者（再入会者除く）を紹介し、新規入会者が入会時に紹介状を持参した場合、紹介した会員にポイントを付与する。年度内の紹介制限人数なし。	400P／人	入会日から10営業日以内。年度末のみ、4月5日か10営業日以内のうち早い日までに付与。
センター企画運営の研修に参加	センターが指定する下記研修に参加した会員にポイントを付与する。年度内に同じ研修に参加した場合でもポイントを付与する。 (1)就業基礎研修 (2)新入会員向けフォローアップ研修 (3)職群別研修（植木剪定基礎研修を除く） (4)AED研修 (5)自転車講習	300P／回	研修の日から10営業日以内。年度末のみ、4月5日か10営業日以内のうち早い日までに付与。
定時総会	総会に出席または委任状・議決権行使書（無効票含む）を提出した会員にポイントを付与する。	300P／回	総会終了後、10営業日以内に付与。
年度末在籍会員	3月31日現在で在籍している正会員に4月1日にポイントを付与する。	200P／回	4月5日までに付与。

- ◆ポイントは2000ポイント単位で会費に充当されます。
- ◆ポイントはSmile to Smileの「会員証」で確認できます。
- ◆センター窓口で配分金明細書を発行した場合、配分金明細書でもポイントを確認することができます。
- ◆就業されていない場合は、センターに問い合わせポイントを確認することもできます。
- ◆Smile to Smileおよび配分金明細書への保有ポイントの更新基準日は、前月の末日です。ポイント付与のタイミングで更新基準日にはポイントが付与されていないこともあります。あらかじめご承知おきください。
- ◆退会時にポイントは失効します。
- ◆ポイントの譲渡はできません。
- ◆ご友人等をご紹介いただく際は、裏面の「ご紹介状」を使用してください。「ご紹介状」は10月からセンターの窓口で取得するか、ホームページ（会員専用ページ）でダウンロードすることもできます。
- ◆その他、ポイント制度については当センターのポイント制度実施要綱によります。